



①マイナンバーカードを持っている場合

マイナンバーカード表面のコピー



マイナンバーカード裏面のコピー

②マイナンバーカードを持っていない場合

マイナンバー通知カードのコピー

(住所・氏名等の変更がある場合は裏面のコピーも添付)

～マイナンバー通知カードの注意事項～

2020年5月25日にマイナンバー通知カードが廃止されたことにより、**氏名・住所等の情報が住民票の情報と異なる場合**、マイナンバーを証明する書類として**使用できなくなりました**。

マイナンバー通知カードの情報が住民票と一致しない場合は、以下のいずれかの書類を提出してください。

- ・ マイナンバーカード
- ・ マイナンバー（個人番号）が記載された住民票
- ・ マイナンバー（個人番号）が記載された住民票記載事項証明

※「個人番号通知書」はマイナンバーを証明する書類として**使用できません**



身分証明書のコピー

(住所・氏名等の変更がある場合は裏面のコピーも添付)

※身分証明書の例

運転免許証、パスポート、在留カード、特別永住者証明書、身体障害者手帳など、官公署発行の顔写真付きの身分証明書

※上記の本人確認書類をお持ちでない場合（以下のいずれか2つ）

健康保険証、介護保険証、年金手帳、児童扶養手当証書、納税証明書など

③マイナンバーカード・マイナンバー通知カードを持っていない場合

上記の身分証明書のコピーに加え、**マイナンバー（個人番号）が記載された住民票**をお送りください。

(住民票は貼り付けずにお送りいただいで構いません)